

令和 8 年度 放課後児童クラブ加入申込について

申込期間：令和 7 年 1 1 月 1 1 日（火）～令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）

申 込 先：加入先の児童クラブ または

奥出雲町役場 こども家庭支援課（仁多庁舎）税務課（横田庁舎）

◇放課後児童クラブとは

保護者の就労等により、帰宅後、家庭に保護者がいない小学生に遊びや生活の場を提供します。
土曜日や夏休み等の長期休業中も利用できます。

◇開設場所

ク ラ ブ 名	所 在 地	電 話 番 号
にた児童クラブ（仮）	三成 407-5（現スマイルクラブ） 三成 348（仁多統合小学校）	未定
よこた児童クラブ	横田 1025-1（横田小学校敷地内）	52-3550

◇利用時間

利 用 日	開 所 時 間	
平日	小学校下校時～18時30分	特別延長時間 18:30～19:00 （希望があった日のみ延長）
土曜日・学校の休業日	7時30分～18時30分	

◇休所日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月4日）

◇利用料

利 用 形 態		利 用 料		備 考
		町内の方	町外の方	
年間（月額）		5, 4 0 0 円		通常月
		6, 6 0 0 円		8月
一時（日額）		3 0 0 円	1, 0 0 0 円	平日
		5 0 0 円		土曜日・学校の休業日
長期休業※	春休み 1	2, 0 0 0 円		4月2日～春休み終了日
	夏休み	9, 6 0 0 円		
	冬休み	4, 0 0 0 円		
	春休み 2	2, 0 0 0 円		春休み開始日～3月31日
特別延長時間		5 0 0 円/ 1 回		

※各休業期間の約1か月前に登録の再確認をします。その時に登録を解除することが可能です。現時点で利用する可能性があれば、登録をお願いいたします。

◇提出書類

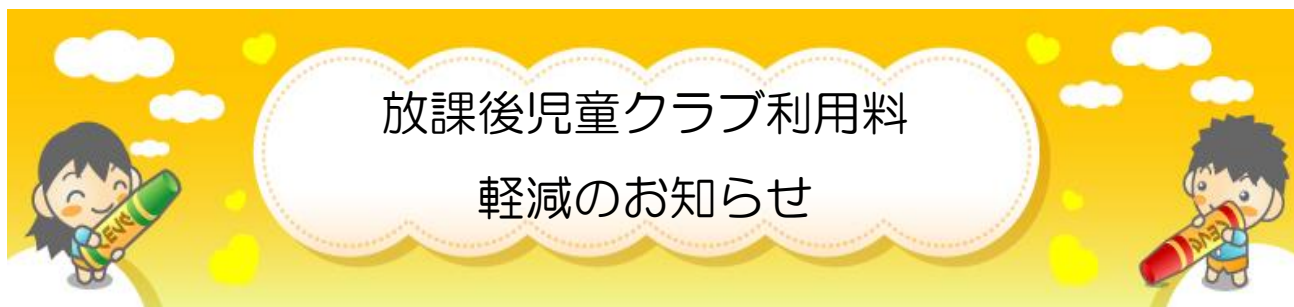
申込必要書類：放課後児童クラブ加入申込書（様式第1号）、下記の添付書類
（加入申込書は、事前にクラブからお配りします。）

添 付 書 類	父母が就労している場合 ※幼稚園等にお子さんがいる場合の提出は不要	父母の就労証明書
	児童に障がいがある場合	障がい者手帳（写）、療育手帳（写） または 特別児童扶養手当証書（写）
	父母が障がいや疾病のために就労していない場合	父母の障がい者手帳（写）、診断書
	父母が祖父母の介護のために就労していない場合	祖父母の障がい者手帳（写）、 または 介護保険証（写）

◇注意事項

- ・利用開始後、年間利用と一時利用の間で利用形態の変更は、原則受け付けません。利用状況を考慮の上、申し込みをお願いします。
- ・年間利用登録者のうち、生活保護世帯、生活保護に準ずる世帯、きょうだいで加入する世帯は利用料を軽減します。詳しくは利用料減免についてのチラシをご覧ください。
- ・加入申し込みの受付は、今回の期間外でも随時行っております。ただし、運営の都合上、期間内での申請にご協力ください。
- ・申請書類等を紛失等された場合は、各児童クラブ・こども家庭支援課に予備がありますので、お越しください。また、町 HP にも掲載しておりますので、ご確認ください。

＜問い合わせ＞ 奥出雲町役場 こども家庭支援課 電話：0854-54-2504



放課後児童クラブの年間利用者の利用料を軽減します

☆減免後の利用料

通常月	1人目	2人目	3人目以降
要保護 [生活保護]	2,000 円	1,000 円	1,000 円
準要保護 [生活保護に準ずる]	3,700 円 (4,300 円)	2,000 円	2,000 円
兄弟加入	減免なし 5,400 円(6,600 円)	3,700 円 (4,300 円)	2,000 円

※利用料にはおやつ代が含まれます。()内は8月利用料。

☆対象者

下記の1. 2または1. 3を満たす方が対象となります。

- 1.年間利用登録児童(※1)
- 2.兄弟で同時に年間利用加入する場合、年少児から数えて2人目以降の児童
- 3.生活保護またはこれに準ずる世帯の児童(※2)

【兄弟加入の例】



(弟) 1年生 (姉) 3年生
5,400 円 + 3,700 円
= 9,100 円

※1 登録のみで利用実績が少ない場合は減免になりません。

※2 生活保護に準ずる世帯とは就学援助で「準要保護に認定された方」です。

☆申請手続き

- ・減免申請書の提出が必要です。申請書は各児童クラブまたはこども家庭支援課にあります。

【お問い合わせ先】 奥出雲町役場 仁多庁舎 こども家庭支援課
電話：54-2504